

(お知らせ) 令和3年4月～

看護に関する免許/保育士・幼稚園教諭免許を取得される予定の方へ (貸付金の減免制度について)

看護に関する資格および保育士・幼稚園教諭資格を有する人材を確保し、市の医療体制や子育て体制の維持と充実を図る目的で、五泉市では奨学金の減免制度を設けています。

現在および今後、五泉市奨学金を受けている人で、一定期間、五泉市内の事業所で看護または保育士・幼稚園教諭の資格を要する業務に従事された場合に、五泉市奨学金の返還を減免しています。

【減免の内容】

- 減免対象者**
- ①看護に関する資格（看護師、准看護師、保健師、助産師）を取得して、卒業後五泉市内の医療機関等に就職し、その資格に基づく業務に3年以上従事する者
 - ②（新規）保育士・幼稚園教諭資格を取得して、市内の保育園、幼稚園、こども園などに就職し、その資格に基づく業務に3年以上従事する者
※保育士・幼稚園教諭資格の減免対象者は、令和3年4月以降に償還を開始する者が対象

減 免 額 3年／半額 5年／全額 ※償還済分・前年度以前の未納分は対象外

Q1：手続きについて教えてください。

A：事業所発行の就業証明書を添えて、償還猶予の申請を学校教育課で行ってください。就業証明書は毎年提出が必要です。勤務して3年経過で貸付額の半額の減免申請。さらにもう2年勤め、5年が経過で残りの減免申請が行えます。

Q2：3年に満たない場合はどうなりますか？

A：退職または市外の事業所へ転職した時点で返還猶予が失効しますので、全額を返済して頂くことになります。市役所にて返済の手続きを行ってください。
※短期間の転勤や転職は、猶予が継続される場合がありますのでご相談ください。

Q3：市外に引っ越しましたが、引き続き市内の事業所に勤めた場合は？

A：市内の事業所に従事しておりますので、減免対象者としての扱いになります。

Q4：卒業後、市外の事業所に勤務していましたが、市内の事業所に転職しました。奨学金の償還は残っていますが対象になりますか？

A：償還残額がある場合は、減免対象者としての扱いになります。

申請などについては、五泉市教育委員会学校教育課（43-3911）までお問い合わせください。